

報道関係各位

件 名 埼玉県の緊急事態措置に対する飯能市の対応について

7月30日、国において、埼玉県を含む4府県に対して、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。

これを受けて、埼玉県知事から県全域に対して、8月31日までの間、「緊急事態措置」が示されました。

新型コロナウイルスは、市民の命や健康に著しく重大な影響を与えるとともに、市民生活と経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあります。

以上のことから、本市では、既に定めている下記の基本方針のもと引き続き必要な対策を行い、現時点で最優先に取り組んでいく事項について定めることとします。

詳細については、別紙のとおりです。

<別紙>

- ・別紙1 埼玉県 of 緊急事態措置に対する飯能市の基本方針を踏まえた
取り組み事項について
- ・別紙2 緊急事態宣言の発出に伴う不要不急の外出自粛の周知について
- ・別紙3 緊急事態宣言の発出に伴う公共施設等の利用について
- ・別紙4 「緊急事態宣言」に伴う市長メッセージ

担当者 危機管理室長 井竹 信喜
連絡先 Tel042-973-2723（直通）